

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月18日
【中間会計期間】	第106期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社 荘内銀行
【英訳名】	THE SHONAI BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 町田 睿
【本店の所在の場所】	山形県鶴岡市本町一丁目9番7号
【電話番号】	鶴岡（0235）22局5211番（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 鈴木 昭
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内神田二丁目16番9号 株式会社荘内銀行東京事務所
【電話番号】	東京（03）3256局8969番
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 伊藤 博
【縦覧に供する場所】	株式会社荘内銀行東京事務所 （東京都千代田区内神田二丁目16番9号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成17年度	平成18年度
		中間連結会計期間	中間連結会計期間	中間連結会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	10,882	14,039	12,589	23,786	26,335
連結経常利益	百万円	1,650	2,569	2,157	4,761	4,651
連結中間純利益	百万円	926	1,304	1,297	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	2,463	2,418
連結純資産額	百万円	39,734	46,480	46,791	47,464	47,544
連結総資産額	百万円	815,255	829,328	879,376	834,950	873,419
1株当たり純資産額	円	369.23	374.73	376.02	387.05	382.08
1株当たり中間純利益	円	8.60	10.64	10.58	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	22.33	19.73
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	5.53	5.23	—	5.35
連結自己資本比率(国内基 準)	%	10.60	11.67	11.24	11.60	11.39
営業活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	△1,739	△34,543	35,099	881	△28,503
投資活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	△10,087	16,668	△38,600	△3,162	12,060
財務活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	662	△383	△375	4,174	2,401
現金及び現金同等物の中間 期末残高	百万円	22,118	16,918	17,259	—	—
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	—	—	—	35,176	21,135
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	776 〔700〕	806 〔761〕	832 〔808〕	752 〔720〕	786 〔778〕

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
4. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
7. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第104期中	第105期中	第106期中	第104期	第105期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	10,471	13,347	12,109	22,851	25,062
経常利益	百万円	1,589	2,348	2,161	4,492	4,303
中間純利益	百万円	899	1,294	1,299	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	2,398	2,401
資本金	百万円	11,800	14,200	14,200	14,200	14,200
発行済株式総数	千株	107,866	122,866	122,866	122,866	122,866
純資産額	百万円	39,705	45,916	46,042	47,386	46,791
総資産額	百万円	812,513	826,108	875,550	831,781	870,172
預金残高	百万円	748,627	741,120	760,000	760,194	768,419
貸出金残高	百万円	560,574	580,796	616,282	583,673	617,457
有価証券残高	百万円	181,404	155,149	194,910	175,363	160,175
1株当たり純資産額	円	368.83	374.64	375.90	386.31	381.93
1株当たり中間純利益	円	8.35	10.56	10.60	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	21.73	19.59
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	3.00	3.00	3.00	6.00	6.00
自己資本比率	%	—	5.56	5.26	—	5.38
単体自己資本比率（国内基 準）	%	10.59	11.63	11.21	11.56	11.34
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	682 〔547〕	706 〔597〕	726 〔615〕	674 〔565〕	689 〔605〕

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業務	クレジット・ カード業務	調査研究業務	その他の業務	合計
従業員数（人）	762 [773]	28 [25]	41 [9]	1 [1]	832 [808]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員818人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	726 [615]
---------	--------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員622人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 当行の組合は、荘内銀行従業員組合と銀行産業労働組合があり、組合員数は荘内銀行従業員組合955人、銀行産業労働組合1人です。労使間においては特記すべき事項はありません。
4. 執行役員14人は、従業員数に含めて記載しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(金融経済環境)

当中間連結会計期間における日本経済は、内外需の増加や企業収益の改善により設備投資が増加したことや、個人所得の緩やかな増加を受けて個人消費が底堅く推移したことなどから、引き続き緩やかに回復を続けました。

一方、山形県経済は、生産面や雇用面で改善に停滞感が見られたほか、個人消費も総じて弱い動きとなり、回復はやや鈍化の趨勢にあります。

今後の見通しにつきましては、日本経済は好調な企業業績や雇用環境の改善から総じて内需は堅調に推移すると予想されますが、山形県経済は原材料や燃料等の高騰の影響や個人消費の動きの弱さも懸念されることから、回復動向を注視する必要があります。また、世界的な市況変動による個人投資行動に減速や金融商品取引法施行など法制度変更に伴う環境変化も予想されます。

(銀行経営の基本方針)

当行グループは、「革新の金融情報サービスグループを目指す」ことを企業理念における長期ビジョンに掲げ、「トリプルファイブ」(＝「5つのR、Q、C」)を経営の指針とし、様々な戦略・施策を展開してまいりました。「5つのR」は経営戦略における指針であり、「5つのQ」は経営姿勢(お客さまへのお約束)として広く発信しているものであります。また、「5つのC」は行員処遇(行員との約束であると同時に行動指針)として位置付けております。

金融機関を取り巻く環境は、利用者にとって良質で満足度の高い多様な金融商品、サービスの提供を目指す未来志向の局面を迎えており、銀行が取り扱うことのできる業務範囲は大きく広がっております。

当行グループは、「変化をチャンス」と捉え、規制緩和に伴う業務範囲の拡大に積極的に対応するとともに、多様化する地域企業の皆さまや個人の皆さまのニーズに積極的にお応えし、地方銀行の本旨である「地域の発展と共にある銀行」を実践してまいります。

(業績)

このような経済環境のもと、当行グループ一体となった経営を強力に推し進め、金融情報サービスの拡充に努めました結果、連結ベースでの経常収益は125億89百万円(前中間連結会計期間比10.3%減少)、経常利益は21億57百万円(前中間連結会計期間比16.0%減少)、中間純利益は12億97百万円(前中間連結会計期間比0.5%減少)となりました。また、当行グループの中心であります銀行単体の業績は、経常収益は121億9百万円(前中間会計期間比9.2%減少)、経常利益は21億61百万円(前中間会計期間比7.9%減少)、中間純利益は12億99百万円(前中間会計期間比0.3%増加)となりました。

連結自己資本比率(国内基準)は、11.24%となり前中間連結会計期間末比0.43ポイント低下しました。また、単体自己資本比率(国内基準)は、11.21%となり前中間会計期間末比0.42ポイント低下しました。

(キャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、350億99百万円(前中間連結会計期間比696億43百万円増加)の収入となりました。コールローン等の減少及びコールマネー等の増加が主因であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、386億(前中間連結会計期間比552億68百万円減少)の支出となりました。有価証券の売却による収入の減少が主因であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、3億75百万円(前中間連結会計期間比7百万円減少)の支出となりました。主に配当金支払に伴う支出によるものであります。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末の残高は、前中間連結会計期間末に比べ3億40百万円増加し、172億59百万円となりました。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、有価証券利息配当金の減少に伴い、国内業務部門では6,852百万円、国際業務部門では265百万円、全体では7,117百万円（前中間連結会計期間比297百万円減少）となりました。

役務取引等収支は、投資信託等の窓口販売による収益が好調に推移し、国内業務部門では1,992百万円、国際業務部門では14百万円、全体では2,007百万円（前中間連結会計期間比61百万円増加）となりました。

その他業務収支は、国債等債券売買損益が良化したこと等により、国内業務部門では57百万円、国際業務部門では12百万円、全体では70百万円（前中間連結会計期間比919百万円増加）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	7,172	242	—	7,414
	当中間連結会計期間	6,852	265	—	7,117
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	7,575	267	△13	7,829
	当中間連結会計期間	8,175	322	△45	8,451
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	402	25	△13	414
	当中間連結会計期間	1,322	56	△45	1,334
役務取引等収支	前中間連結会計期間	1,929	16	—	1,945
	当中間連結会計期間	1,992	14	—	2,007
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	2,682	19	—	2,701
	当中間連結会計期間	2,994	18	—	3,013
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	752	3	—	755
	当中間連結会計期間	1,002	3	—	1,006
その他業務収支	前中間連結会計期間	△867	18	—	△849
	当中間連結会計期間	57	12	—	70
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	470	18	—	488
	当中間連結会計期間	253	12	—	265
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	1,337	—	—	1,337
	当中間連結会計期間	195	—	—	195

- (注) 1. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（前中間連結会計期間2百万円、当中間連結会計期間7百万円）を控除しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間における資金運用勘定の平均残高は、国内業務部門では住宅ローンの高い伸び等による貸出金の増加等から、前中間連結会計期間比46,338百万円増加して811,709百万円となり、国際業務部門では有価証券運用を増加させたこと等から、前中間連結会計期間比1,190百万円増加して、21,781百万円となりました。利回りについては、国内業務部門では前中間連結会計期間比0.03ポイント上昇の2.00%となり、国際業務部門では前中間連結会計期間比0.36ポイント上昇の2.94%となりました。

一方、当中間連結会計期間における資金調達勘定の平均残高は、国内業務部門では譲渡性預金が伸長したこと等から前中間連結会計期間比37,765百万円増加して789,752百万円となり、国際業務部門では国内業務部門との資金貸借が増加したこと等から前中間連結会計期間比1,206百万円増加して21,830百万円となりました。利回りについては、国内業務部門では前中間連結会計期間比0.23ポイント上昇の0.33%となり、国際業務部門では前中間連結会計期間比0.27ポイント上昇の0.51%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	765,370	7,575	1.97
	当中間連結会計期間	811,709	8,175	2.00
うち貸出金	前中間連結会計期間	571,841	6,433	2.24
	当中間連結会計期間	611,001	7,296	2.38
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	430	1	0.78
	当中間連結会計期間	381	1	0.64
うち有価証券	前中間連結会計期間	149,842	1,097	1.46
	当中間連結会計期間	156,976	769	0.97
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	19,266	18	0.18
	当中間連結会計期間	19,415	49	0.51
うち預け金	前中間連結会計期間	1,869	0	0.01
	当中間連結会計期間	813	0	0.20
資金調達勘定	前中間連結会計期間	751,987	402	0.10
	当中間連結会計期間	789,752	1,322	0.33
うち預金	前中間連結会計期間	735,819	324	0.08
	当中間連結会計期間	743,930	1,130	0.30
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	7,009	10	0.29
	当中間連結会計期間	39,172	116	0.59
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	2,516	0	0.04
	当中間連結会計期間	1,353	3	0.46
うち借入金	前中間連結会計期間	1,877	22	2.40
	当中間連結会計期間	33	0	0.91

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間4,519百万円、当中間連結会計期間3,680百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前中間連結会計期間4,498百万円、当中間連結会計期間4,496百万円）を、それぞれ控除しております。

2. 金銭の信託運用見合費用（前中間連結会計期間2百万円、当中間連結会計期間7百万円）を控除しております。

3. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、一部月末ごとの残高に基づく平均残高を利用しております。

4. 国内業務部門とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については控除しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	20,591	267	2.58
	当中間連結会計期間	21,781	322	2.94
うち貸出金	前中間連結会計期間	21	0	5.07
	当中間連結会計期間	19	0	5.81
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	18,904	259	2.73
	当中間連結会計期間	20,903	318	3.03
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	232	5	4.99
	当中間連結会計期間	85	2	5.07
うち預け金	前中間連結会計期間	527	0	0.03
	当中間連結会計期間	35	0	0.20
資金調達勘定	前中間連結会計期間	20,624	25	0.24
	当中間連結会計期間	21,830	56	0.51
うち預金	前中間連結会計期間	641	10	3.13
	当中間連結会計期間	482	8	3.36
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	68	1	5.33
	当中間連結会計期間	105	3	5.85
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間6百万円、当中間連結会計期間1百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前中間連結会計期間一百万円、当中間連結会計期間一百万円）を、それぞれ控除しております。
2. 国際業務部門の当行の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式（前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式）により算出しております。
3. 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等を含めております。

③ 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺消去額（△）	合計	小計	相殺消去額（△）	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	785,962	△19,911	766,050	7,842	△13	7,829	2.03
	当中間連結会計期間	833,490	△21,239	812,251	8,497	△45	8,451	2.07
うち貸出金	前中間連結会計期間	571,863	—	571,863	6,434	—	6,434	2.24
	当中間連結会計期間	611,021	—	611,021	7,297	—	7,297	2.38
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	430	—	430	1	—	1	0.78
	当中間連結会計期間	381	—	381	1	—	1	0.64
うち有価証券	前中間連結会計期間	168,746	—	168,746	1,357	—	1,357	1.60
	当中間連結会計期間	177,879	—	177,879	1,087	—	1,087	1.21
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	19,498	—	19,498	23	—	23	0.24
	当中間連結会計期間	19,501	—	19,501	52	—	52	0.60
うち預け金	前中間連結会計期間	2,397	—	2,397	0	—	0	0.01
	当中間連結会計期間	849	—	849	0	—	0	0.19
資金調達勘定	前中間連結会計期間	772,611	△19,911	752,700	428	△13	414	0.10
	当中間連結会計期間	811,583	△21,239	790,344	1,379	△45	1,334	0.33
うち預金	前中間連結会計期間	736,461	—	736,461	335	—	335	0.09
	当中間連結会計期間	744,413	—	744,413	1,139	—	1,139	0.30
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	7,009	—	7,009	10	—	10	0.29
	当中間連結会計期間	39,172	—	39,172	116	—	116	0.59
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	2,585	—	2,585	2	—	2	0.18
	当中間連結会計期間	1,459	—	1,459	6	—	6	0.85
うち借入金	前中間連結会計期間	1,877	—	1,877	22	—	22	2.40
	当中間連結会計期間	33	—	33	0	—	0	0.91

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前中間連結会計期間4,526百万円、当中間連結会計期間3,682百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前中間連結会計期間4,498百万円、当中間連結会計期間4,496百万円）を、それぞれ控除しております。
2. 資金調達勘定のうち利息からは金銭の信託運用見合費用（前中間連結会計期間2百万円、当中間連結会計期間7百万円）を控除しております。
3. 資金運用勘定及び資金調達勘定の相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及びその利息であります。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、国内業務部門では投資信託等の窓口販売が好調だったことより前中間連結会計期間比312百万円増加の2,994百万円となり、国際業務部門は為替業務による収入が減少したことから前中間連結会計期間比1百万円減少の18百万円となりました。その結果、全体では前中間連結会計期間比311百万円増加の3,013百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門では業務提携に伴う支払手数料等が増加したことから、前中間連結会計期間比250百万円増加の1,002百万円となり、国際業務部門では前中間連結会計期間比横這いの3百万円となりました。その結果、全体では前中間連結会計期間比250百万円増加の1,006百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前中間連結会計期間	2,682	19	2,701
	当中間連結会計期間	2,994	18	3,013
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	377	—	377
	当中間連結会計期間	366	—	366
うち為替業務	前中間連結会計期間	472	19	491
	当中間連結会計期間	456	18	474
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	28	—	28
	当中間連結会計期間	18	—	18
うち代理業務	前中間連結会計期間	1,447	—	1,447
	当中間連結会計期間	1,810	—	1,810
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	22	—	22
	当中間連結会計期間	13	—	13
うち保証業務	前中間連結会計期間	179	0	179
	当中間連結会計期間	176	0	176
役務取引等費用	前中間連結会計期間	752	3	755
	当中間連結会計期間	1,002	3	1,006
うち為替業務	前中間連結会計期間	89	3	92
	当中間連結会計期間	87	3	91

(注) 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については国際業務部門に含めております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	739,834	463	740,298
	当中間連結会計期間	758,757	632	759,390
うち流動性預金	前中間連結会計期間	296,064	—	296,064
	当中間連結会計期間	294,654	—	294,654
うち定期性預金	前中間連結会計期間	436,284	—	436,284
	当中間連結会計期間	457,966	—	457,966
うちその他	前中間連結会計期間	7,485	463	7,949
	当中間連結会計期間	6,136	632	6,769
譲渡性預金	前中間連結会計期間	16,165	—	16,165
	当中間連結会計期間	30,172	—	30,172
総合計	前中間連結会計期間	756,000	463	756,464
	当中間連結会計期間	788,930	632	789,562

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については国際業務部門に含めております。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	581,915	100.00	618,073	100.00
製造業	62,362	10.72	66,551	10.77
農業	1,907	0.33	2,040	0.33
林業	1,075	0.18	1,070	0.17
漁業	142	0.02	128	0.02
鉱業	993	0.17	955	0.15
建設業	36,377	6.25	35,627	5.76
電気・ガス・熱供給・水道業	4,105	0.71	3,856	0.62
情報通信業	4,248	0.73	3,778	0.61
運輸業	6,897	1.19	7,862	1.27
卸売・小売業	45,644	7.84	47,086	7.62
金融・保険業	25,628	4.40	28,966	4.69
不動産業	21,448	3.69	23,221	3.76
各種サービス業	92,376	15.87	94,729	15.33
地方公共団体	29,904	5.14	32,191	5.21
その他	248,804	42.76	270,005	43.69
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	581,915	—	618,073	—

② 外国政府等向け債権残高（国別）

該当ありません。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	59,080	—	59,080
	当中間連結会計期間	86,099	—	86,099
地方債	前中間連結会計期間	9,217	—	9,217
	当中間連結会計期間	16,375	—	16,375
社債	前中間連結会計期間	16,371	—	16,371
	当中間連結会計期間	19,561	—	19,561
株式	前中間連結会計期間	13,123	—	13,123
	当中間連結会計期間	15,247	—	15,247
その他の証券	前中間連結会計期間	38,405	19,854	58,259
	当中間連結会計期間	37,153	21,414	58,567
合計	前中間連結会計期間	136,198	19,854	156,052
	当中間連結会計期間	174,436	21,414	195,850

(注) 1. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建外国債券等については国際業務部門に含めております。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	7,932	8,664	731
経費 (除く臨時処理分)	6,701	6,696	△4
人件費	3,255	3,287	31
物件費	3,062	3,082	20
税金	382	326	△56
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	1,231	1,968	736
のれん償却額	—	—	—
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	1,231	1,968	736
一般貸倒引当金繰入額	114	△464	△578
業務純益	1,117	2,432	1,314
うち債券関係損益	△616	104	720
臨時損益	1,230	△271	△1,501
株式関係損益	2,155	486	△1,669
不良債権処理損失	541	770	228
貸出金償却	0	1	0
個別貸倒引当金繰入額	528	621	92
その他の債権売却損等	12	147	135
その他臨時損益	△383	12	396
経常利益	2,348	2,161	△187
特別損益	△202	△30	172
うち固定資産処分損益	△4	△32	△27
税引前中間純利益	2,145	2,130	△14
法人税、住民税及び事業税	867	678	△189
法人税等調整額	△17	152	170
中間純利益	1,294	1,299	4

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.94	1.97	0.03
(イ) 貸出金利回	2.20	2.34	0.14
(ロ) 有価証券利回	1.44	0.95	△0.49
(2) 資金調達原価 ②	1.78	1.92	0.14
(イ) 預金等利回	0.09	0.31	0.22
(ロ) 外部負債利回	1.05	0.46	△0.59
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.16	0.05	△0.11

(注) 1. 「国内業務部門」とは当行の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	5.26	8.45	3.19
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	5.26	8.45	3.19
業務純益ベース	4.77	10.45	5.68
中間純利益ベース	5.53	5.58	0.05

(注) 1. 分母となる純資産平均残高は「(期首純資産の部+中間期末純資産の部)÷2」で算出しております。

2. $ROE = \text{利益} \div \text{純資産平均残高} \times 365 \text{日} \div 183 \text{日} \times 100$

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金等（末残）	757,286	790,172	32,886
預金等（平残）	744,036	784,369	40,332
貸出金（末残）	580,796	616,282	35,485
貸出金（平残）	570,385	609,534	39,149

(注) 預金等=預金+譲渡性預金

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間末 （百万円）（A）	当中間会計期間末 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）－（A）
個人	510,419	546,822	36,402
法人	181,263	164,445	△16,817
合計	691,682	711,267	19,585

（注）譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間末 （百万円）（A）	当中間会計期間末 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）－（A）
消費者ローン残高	232,920	255,434	22,513
住宅ローン残高	208,732	231,976	23,243
その他ローン残高	24,187	23,457	△730

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間末 （A）	当中間会計期間末 （B）	増減 （B）－（A）
中小企業等貸出金残高	① 百万円	488,847	505,310	16,463
総貸出金残高	② 百万円	580,796	616,282	35,485
中小企業等貸出金比率	①／② %	84.16	81.99	△2.17
中小企業等貸出先件数	③ 件	58,242	58,825	583
総貸出先件数	④ 件	58,399	58,991	592
中小企業等貸出先件数比率	③／④ %	99.73	99.71	△0.02

（注）1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種 類	前中間会計期間末		当中間会計期間末	
	口数（口）	金額（百万円）	口数（口）	金額（百万円）
手形引受	—	—	2	4
信用状	29	310	33	161
保証	1,828	9,650	1,649	8,252
計	1,857	9,960	1,684	8,418

（注）有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、当中間会計期間末において相殺しております。

前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の「保証」及び「計」の金額が1,659百万円減少します。

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	14,200	14,200
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	12,056	12,056
	利益剰余金	18,004	19,680
	自己株式(△)	△134	△151
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	△366	△367
	その他有価証券の評価差損(△)	—	△795
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	563	733
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	44,322	45,356
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	44,322	45,356
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	846	846
	一般貸倒引当金	2,005	1,689
	負債性資本調達手段等	6,300	9,500
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	6,300	9,500
	計	9,152	12,036
	うち自己資本への算入額 (B)	9,152	12,036
控除項目	控除項目（注4） (C)	—	426
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	53,475	56,965
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	449,166	461,311
	オフ・バランス取引等項目	8,840	10,379
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	471,690
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	—	34,858
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	2,788
	計 (E) + (F) (注5) (H)	458,007	506,549
連結自己資本比率（国内基準）= D / H × 100 (%)		11.67	11.24
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		9.67	8.95

- (注) 1. 告示第28条第2項（旧告示第23号第2項）に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第29条第1項第3号（旧告示第24条第1項第3号）に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号（旧告示第24条第1項第4項及び第5号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号（旧告示第25条第1項第1号）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号（旧告示第25条第1項第2号）に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
5. 平成18年9月30日の金額は、「資産（オン・バランス）項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	14,200	14,200
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	12,056	12,056
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	2,447	2,447
	その他利益剰余金	15,552	17,222
	その他	—	—
	自己株式（△）	△124	△151
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	△367	△367
	その他有価証券の評価差損（△）	—	△799
	新株予約権	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	43,763	44,607
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	43,763	44,607
うちステップ・アップ金利条項付の優先 出資証券（注1）	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	846	846
	一般貸倒引当金	1,994	1,672
	負債性資本調達手段等	6,300	9,500
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 （注3）	6,300	9,500
	計	9,140	12,018
	うち自己資本への算入額 (B)	9,140	12,018

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
控除項目	控除項目（注4）（C）	—	426
自己資本額	（A）＋（B）－（C）（D）	52,903	56,199
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	446,043	457,826
	オフ・バランス取引等項目	8,840	10,369
	信用リスク・アセットの額（E）	—	468,195
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（G）／8％）（F）	—	32,734
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（G）	—	2,618
	計（E）＋（F）（注5）（H）	454,883	500,930
単体自己資本比率（国内基準）＝D／H×100（％）		11.63	11.21
（参考）Tier 1 比率＝A／H×100（％）		9.62	8.90

- (注) 1. 告示第40条第2項（旧告示第30条第2項）に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第41条第1項第3号（旧告示第31条第1項第3号）に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号（旧告示第31条第1項第4号及び第5号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号（旧告示第32条第1項）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
5. 平成18年9月30日の金額は、「資産（オン・バランス）項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までの掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	66	71
危険債権	65	69
要管理債権	75	77
正常債権	5,719	6,113

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び連結子会社）が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

銀行業務において、店舗戦略については駐車場スペースを確保し、顧客利便性の向上を図るべく鶴岡西支店の隣地を購入、また仙台リテールマーケット戦略の拡充を図るべく明石台支店とジャスコ石巻支店を新設しました。

当中間連結会計期間中に完成した主要な設備の新築は次のとおりであります。

(銀行業務)

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	明石台支店	宮城県黒川郡 富谷町	店舗	1,089.12	154.64	平成19年4月
	ジャスコ石巻支店	宮城県石巻市	店舗	—	132.24	平成19年9月

また、当中間連結会計期間中に重要な異動があった主要な設備の取得状況は次のとおりであります。

(銀行業務)

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)				
当行	鶴岡西支店	山形県鶴岡市	土地	838.09	21	—	—	21	6

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

(銀行業務)

会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額(百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
					総額	既支払額			
当行	イオンタウン 米沢支店	山形県 米沢市	新設	店舗	68	—	自己資金	平成20年2月	平成20年2月
	イオンタウン 南陽支店	山形県 南陽市	新設	店舗	86	—	自己資金	平成20年4月	平成20年4月

(注) 上記設備計画の記載金額については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月18日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	122,866,000	122,866,000	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない 当行における 標準となる株式
計	122,866,000	122,866,000	——	——

(2)【新株予約権等の状況】

新株の発行を請求できる権利(旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権方式のストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。

① 平成10年6月26日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	——	——
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	——	——
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	360,000	360,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500	500
新株予約権の行使期間	自平成12年7月1日 至平成20年3月31日	自平成12年7月1日 至平成20年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	権利者が死亡した場合には、 相続人が権利行使可能とする	権利者が死亡した場合には、 相続人が権利行使可能とする
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れは 認めない	権利の譲渡及び質入れは 認めない
代用払込みに関する事項	——	——
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	——	——

② 平成12年6月29日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	——	——
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	——	——
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,691,000	2,691,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500	500
新株予約権の行使期間	自 平成14年7月1日 至 平成22年3月31日	自 平成14年7月1日 至 平成22年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	権利者が死亡した場合には、新株引受権の権利を喪失する	権利者が死亡した場合には、新株引受権の権利を喪失する
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れは認めない	権利の譲渡及び質入れは認めない
代用払込みに関する事項	——	——
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	——	——

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	122,866	—	14,200,000	—	12,056,177

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,687	3.00
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	2,951	2.40
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,772	2.25
資産管理サービス信託銀行株式 会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,754	1.42
荘内銀行従業員持株会	山形県鶴岡市本町一丁目9番7号	1,674	1.36
財団法人克念社	山形県鶴岡市馬場町1番20号	1,460	1.18
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,328	1.08
廣野 撰	山形県新庄市	1,308	1.06
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,230	1.00
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	1,198	0.97
計	—	19,363	15.75

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 381,000	—	権利内容に何ら限定 のない当行における 標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 120,733,000	120,729	同 上
単元未満株式	普通株式 1,752,000	—	同 上
発行済株式総数	122,866,000	—	—
総株主の議決権	—	120,729	—

(注) 上記の「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4千株含まれております。

ただし、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個は含まれておりません。

②【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社荘内銀行	山形県鶴岡市本町一丁目9番7号	381,000	—	381,000	0.31
計	—————	381,000	—	381,000	0.31

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	379	362	359	348	334	320
最低(円)	352	345	338	320	281	273

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

- (1) 新任役員
該当ありません。
- (2) 退任役員
該当ありません。
- (3) 役職の異動
該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の連結貸借対 照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		20,439	2.46	21,469	2.44	25,835	2.96
コールローン及び買入手形		38,700	4.67	9,000	1.02	37,000	4.24
買入金銭債権		2,479	0.30	1,995	0.23	2,522	0.29
商品有価証券		292	0.03	480	0.05	315	0.04
金銭の信託		4,294	0.52	4,518	0.51	3,887	0.44
有価証券	※1, 8,14	156,052	18.82	195,850	22.27	161,093	18.44
貸出金	※2, 3,4, 5,6, 7,9	581,915	70.17	618,073	70.29	618,495	70.81
外国為替	※7	807	0.10	972	0.11	879	0.10
その他資産	※8	3,534	0.43	6,216	0.71	3,544	0.40
有形固定資産	※ 10, 11	12,408	1.49	12,863	1.46	12,503	1.43
無形固定資産		1,293	0.15	1,275	0.14	1,291	0.15
繰延税金資産		2,477	0.30	3,567	0.41	2,586	0.30
支払承諾見返	※14	9,960	1.20	8,418	0.96	8,978	1.03
貸倒引当金		△5,316	△0.64	△5,301	△0.60	△5,476	△0.63
投資損失引当金		△10	△0.00	△23	△0.00	△38	△0.00
資産の部合計		829,328	100.00	879,376	100.00	873,419	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の連結貸借対 照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金		740,298	89.27	759,390	86.36	767,198	87.84
譲渡性預金		16,165	1.95	30,172	3.43	29,615	3.39
コールマネー及び売渡手形		778	0.09	15,061	1.71	779	0.09
借入金	※8, 12	1,865	0.22	33	0.00	36	0.00
外国為替		1	0.00	0	0.00	1	0.00
社債	※13	4,500	0.54	9,500	1.08	9,500	1.09
その他負債		6,332	0.76	7,155	0.81	6,880	0.79
退職給付引当金		1,876	0.23	1,754	0.20	1,801	0.21
その他の引当金		215	0.03	250	0.03	239	0.03
繰延税金負債		44	0.01	36	0.01	32	0.00
再評価に係る繰延税金負債	※10	811	0.10	811	0.09	811	0.09
支払承諾	※14	9,960	1.20	8,418	0.96	8,978	1.03
負債の部合計		782,848	94.40	832,585	94.68	825,875	94.56
(純資産の部)							
資本金		14,200	1.71	14,200	1.62	14,200	1.63
資本剰余金		12,056	1.45	12,056	1.37	12,056	1.38
利益剰余金		18,004	2.17	19,680	2.24	18,751	2.15
自己株式		△134	△0.01	△151	△0.02	△142	△0.02
株主資本合計		44,126	5.32	45,786	5.21	44,865	5.14
その他有価証券評価差額金		723	0.08	△795	△0.09	877	0.10
繰延ヘッジ損益		△3	△0.00	△3	△0.00	△4	△0.00
土地再評価差額金	※10	1,070	0.13	1,070	0.12	1,070	0.12
評価・換算差額等合計		1,790	0.21	271	0.03	1,943	0.22
少数株主持分		563	0.07	733	0.08	735	0.08
純資産の部合計		46,480	5.60	46,791	5.32	47,544	5.44
負債及び純資産の部合計		829,328	100.00	879,376	100.00	873,419	100.00

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		14,039	100.00	12,589	100.00	26,335	100.00
資金運用収益		7,829		8,451		16,084	
(うち貸出金利息)		(6,434)		(7,297)		(13,246)	
(うち有価証券利息配当金)		(1,358)		(1,089)		(2,752)	
役務取引等収益		2,701		3,013		5,691	
その他業務収益		488		265		822	
その他経常収益		3,019		858		3,737	
経常費用		11,469	81.69	10,432	82.86	21,683	82.34
資金調達費用		417		1,341		1,293	
(うち預金利息)		(335)		(1,139)		(1,075)	
役務取引等費用		755		1,006		1,651	
その他業務費用		1,337		195		1,581	
営業経費		7,212		7,105		14,242	
その他経常費用	※1	1,746		783		2,914	
経常利益		2,569	18.31	2,157	17.14	4,651	17.66
特別利益		0	0.00	1	0.01	2	0.01
特別損失	※2	203	1.45	32	0.26	317	1.20
税金等調整前中間(当期)純利益		2,366	16.86	2,126	16.89	4,336	16.47
法人税、住民税及び事業税		977	6.96	679	5.40	1,993	7.57
法人税等調整額		△25	△0.18	155	1.23	△238	△0.90
少数株主利益又は少数株主損失 (△)		110	0.79	△5	△0.04	162	0.62
中間(当期)純利益		1,304	9.29	1,297	10.30	2,418	9.18

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	14,200	12,056	17,173	△120	43,308
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）	—	—	△366	—	△366
役員賞与（注）	—	—	△24	—	△24
中間純利益	—	—	1,304	—	1,304
持分変動に伴う剰余金増加高	—	—	1	—	1
持分変動に伴う剰余金減少高	—	—	△0	—	△0
持分法適用会社の除外に伴う 剰余金減少高	—	—	△83	—	△83
自己株式の取得	—	—	—	△19	△19
自己株式の処分	—	—	△0	5	5
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	831	△14	817
平成18年9月30日 残高 (百万円)	14,200	12,056	18,004	△134	44,126

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	3,085	—	1,070	4,155	504	47,968
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当（注）	—	—	—	—	—	△366
役員賞与（注）	—	—	—	—	—	△24
中間純利益	—	—	—	—	—	1,304
持分変動に伴う剰余金増加高	—	—	—	—	—	1
持分変動に伴う剰余金減少高	—	—	—	—	—	△0
持分法適用会社の除外に伴う 剰余金減少高	—	—	—	—	—	△83
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△19
自己株式の処分	—	—	—	—	—	5
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	△2,361	△3	—	△2,365	59	△2,306
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△2,361	△3	—	△2,365	59	△1,488
平成18年9月30日 残高 (百万円)	723	△3	1,070	1,790	563	46,480

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高 (百万円)	14,200	12,056	18,751	△142	44,865
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△367	—	△367
中間純利益	—	—	1,297	—	1,297
自己株式の取得	—	—	—	△10	△10
自己株式の処分	—	—	△0	1	1
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	929	△8	920
平成19年9月30日 残高 (百万円)	14,200	12,056	19,680	△151	45,786

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	877	△4	1,070	1,943	735	47,544
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△367
中間純利益	—	—	—	—	—	1,297
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△10
自己株式の処分	—	—	—	—	—	1
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	△1,673	1	—	△1,672	△1	△1,673
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△1,673	1	—	△1,672	△1	△753
平成19年9月30日 残高 (百万円)	△795	△3	1,070	271	733	46,791

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	14,200	12,056	17,173	△120	43,308
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注）	—	—	△366	—	△366
剰余金の配当	—	—	△366	—	△366
役員賞与（注）	—	—	△24	—	△24
当期純利益	—	—	2,418	—	2,418
持分変動に伴う剰余金増加高	—	—	1	—	1
持分変動に伴う剰余金減少高	—	—	△0	—	△0
持分法適用会社の除外に伴う 剰余金減少高	—	—	△83	—	△83
自己株式の取得	—	—	—	△37	△37
自己株式の処分	—	—	△0	15	15
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	1,578	△21	1,556
平成19年3月31日 残高 (百万円)	14,200	12,056	18,751	△142	44,865

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	3,085	—	1,070	4,155	504	47,968
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当（注）	—	—	—	—	—	△366
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△366
役員賞与（注）	—	—	—	—	—	△24
当期純利益	—	—	—	—	—	2,418
持分変動に伴う剰余金増加高	—	—	—	—	—	1
持分変動に伴う剰余金減少高	—	—	—	—	—	△0
持分法適用会社の除外に伴う 剰余金減少高	—	—	—	—	—	△83
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△37
自己株式の処分	—	—	—	—	—	15
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	△2,207	△4	—	△2,212	230	△1,981
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△2,207	△4	—	△2,212	230	△424
平成19年3月31日 残高 (百万円)	877	△4	1,070	1,943	735	47,544

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャ ッシュ・フロー				
税金等調整前中間 (当 期) 純利益		2,366	2,126	4,336
減価償却費		399	451	882
貸倒引当金の純増減 (△)		588	△174	748
投資損失引当金の増加額		△8	△15	20
退職給付引当金の増加額		17	△46	△57
その他の引当金の増加額		5	10	29
資金運用収益		△7,829	△8,451	△16,084
資金調達費用		417	1,341	1,293
有価証券関係損益 (△)		△1,591	△501	△1,860
金銭の信託の運用損益 (△)		204	△19	106
為替差損益 (△)		△0	1	△0
固定資産処分損益 (△)		4	32	51
貸出金の純増 (△) 減		2,865	422	△33,715
預金の純増減 (△)		△19,104	△7,808	7,795
譲渡性預金の純増減 (△)		16,165	556	29,615
商品有価証券の純増 (△) 減		252	△164	230
借入金 (劣後特約付借入 金を除く) の純増減 (△)		△43	△3	△71
預け金 (日銀預け金を除 く) の純増 (△) 減		3,963	489	2,784
コールローン等の純増 (△) 減		△38,934	28,527	△37,277

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
コールマネー等の純増減 (△)		2	14,282	4
外国為替(資産)の純増 (△) 減		83	△92	11
外国為替(負債)の純増 減 (△)		△12	△0	△11
資金運用による収入		7,269	8,201	15,512
資金調達による支出		△368	△1,040	△946
役員賞与の支払額		△24	—	△24
その他		373	△2,040	796
小計		△32,935	36,083	△25,831
法人税等の支払額		△1,607	△984	△2,672
営業活動によるキャッ シュ・フロー		△34,543	35,099	△28,503
Ⅱ 投資活動によるキャッ シュ・フロー				
有価証券の取得による支 出		△111,178	△113,395	△214,019
有価証券の売却による収 入		121,640	66,032	207,120
有価証券の償還による収 入		7,415	10,185	20,267
金銭の信託の増加による 支出		—	△612	—
金銭の信託の減少による 収入		—	—	500
有形固定資産の取得によ る支出		△1,010	△657	△1,035
有形固定資産の売却によ る収入		413	2	0
無形固定資産の取得によ る支出		△612	△155	△772
無形固定資産の売却によ る収入		—	0	—
投資活動によるキャッ シュ・フロー		16,668	△38,600	12,060

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー				
劣後特約付借入金の返済 による支出		—	—	△1,812
劣後特約付社債の発行に よる収入		—	—	4,966
配当金支払額		△365	△366	△731
自己株式の取得による支 出		△18	△10	△37
自己株式の売却による収 入		1	1	15
財務活動によるキャッシ ュ・フロー		△383	△375	2,401
IV 現金及び現金同等物に 係る換算差額		0	△1	0
V 現金及び現金同等物の 増減 (△) 額		△18,257	△3,876	△14,041
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		35,176	21,135	35,176
VII 現金及び現金同等物の 中間期末 (期末) 残高		16,918	17,259	21,135

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 4社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荘銀事務サービス 株式会社 ・ 荘銀カード 株式会社 ・ 株式会社 荘銀ベンチャーキャピタル ・ 株式会社 荘銀総合研究所 <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 4社 同 左</p> <p>(2) 非連結子会社 同 左</p> <p>(追加情報)</p> <p>財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社はありません。</p> <p>なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 4社 同 左</p> <p>(2) 非連結子会社 同 左</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>株式会社エス・ワイコンピューターサービスに対する当行の影響力が一時的なものとなったことに伴い、持分法非適用の関連会社としております。</p> <p>グランド山形リース株式会社の発行済株式のうち、当行以外の株主が所有する株式をGEキャピタルリーシング株式会社が取得したことに伴い、GEキャピタルリーシング株式会社の子会社となったため、当行の持分法適用関連会社から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 1社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社エス・ワイコンピューターサービス <p>株式会社エス・ワイコンピューターサービスに対する当行の影響力が一時的なものとなったことに伴い、持分法非適用の関連会社としております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>当行が保有しておりました株式会社エス・ワイコンピューターサービスの全株式を株式会社山形しあわせ銀行(現 株式会社きらやか銀行)に譲渡いたしました。これにより、当行の関連会社から除外しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>株式会社エス・ワイコンピューターサービスに対する当行の影響力が一時的なものとなったことに伴い、持分法非適用の関連会社としております。</p> <p>グランド山形リース株式会社の発行済株式のうち、当行以外の株主が所有する株式をGEキャピタルリーシング株式会社が取得したことに伴い、GEキャピタルリーシング株式会社の子会社となったため、当行の持分法適用関連会社から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 1社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社エス・ワイコンピューターサービス <p>株式会社エス・ワイコンピューターサービスに対する当行の影響力が一時的なものとなったことに伴い、持分法非適用の関連会社としております。</p>
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>9月末日 4社</p>	<p>同 左</p>	<p>連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>3月末日 4社</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同 左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし株式については連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同 左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：7年～50年 動産：5年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：7年～50年 動産：5年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更に伴う損益の影響額は軽微であります。</p> <p>（追加情報）</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産 同 左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：7年～50年 動産：5年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てしております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施した上で資産査定部署より独立した資産監査部署で監査を行い、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てしております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券等の発行会社の財政状態等を勘案して、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準 同 左</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準 同 左</p>
	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計年度に帰属する額を計上することとしております。 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理してまいりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとしております。ただし、役員賞与の金額が事業年度の業績等に基づき算定されることとなっているため中間連結会計期間において合理的に見積もることが困難であることから、その支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上していません。</p>	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計年度に帰属する額を計上することとしておりますが、役員賞与の金額が事業年度の業績等に基づき算定されることとなっているため、中間連結会計期間において合理的に見積もることが困難であることから、その支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上していません。</p>	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上することとしておりますが、当連結会計年度は確定債務のため、役員賞与引当金の計上はしていません。 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理してまいりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額をその他負債に計上してあります。これにより、従来の方法に比べ営業経費は13百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少してあります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異（2,710百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(8) 退職給付引当金の計上基準 同 左	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異（2,710百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
	(9) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、連結子会社が行っている債務保証について、主たる債務者の財政状態等を勘案して、必要と認められる額を、また、クレジット業務に係る交換可能ポイントについて、過去1年間のポイント回収率に基づいて算出した額を計上しております。	(9) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、連結子会社が行っている債務保証について、主たる債務者の財政状態等を勘案して必要と認められる額を、クレジット業務に係る交換可能ポイントについて、過去1年間のポイント回収率に基づいて算出した額を、また、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し合理的に見積った額をそれぞれ計上しております。	(9) その他の引当金の計上基準 同 左
	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	(11) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11) リース取引の処理方法 同 左	(11) リース取引の処理方法 同 左
	(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左	(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジとなっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。</p> <p>連結子会社は、デリバティブ取引を行っておりません。</p>	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左
	(13) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(13) 消費税等の会計処理 同 左	(13) 消費税等の会計処理 同 左
5. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は45,920百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は46,813百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針)</p> <p>企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 有価証券には、関連会社の株式50百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,532百万円、延滞債権額は11,083百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は17百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,523百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、21,156百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,075百万円、延滞債権額は12,720百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は98百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,622百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、22,516百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 有価証券には、関連会社の株式50百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,098百万円、延滞債権額は12,254百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,700百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、22,052百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. ローンパーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、900百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																								
<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,513百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="145 562 507 680"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>54百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>55百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券50,037百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は387百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、135,199百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が86,767百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	担保に供している資産		有価証券	54百万円	担保資産に対応する債務		借入金	55百万円	<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,703百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="576 562 938 680"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>29百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>30百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券70,252百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は413百万円あります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、140,624百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が108,409百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	担保に供している資産		有価証券	29百万円	担保資産に対応する債務		借入金	30百万円	<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,790百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1007 562 1369 680"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>29百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>30百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券44,694百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は400百万円あります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、134,496百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が103,296百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	担保に供している資産		有価証券	29百万円	担保資産に対応する債務		借入金	30百万円
担保に供している資産																										
有価証券	54百万円																									
担保資産に対応する債務																										
借入金	55百万円																									
担保に供している資産																										
有価証券	29百万円																									
担保資産に対応する債務																										
借入金	30百万円																									
担保に供している資産																										
有価証券	29百万円																									
担保資産に対応する債務																										
借入金	30百万円																									

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年9月30日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。</p>	<p>※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年9月30日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。</p>	<p>※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年9月30日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,261百万円</p>
<p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 8,600百万円</p>	<p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 8,875百万円</p>	<p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 8,663百万円</p>
<p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,800百万円が含まれております。</p>	<p>—————</p>	<p>—————</p>
<p>※13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p> <p>—————</p>	<p>※13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>※13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p>
<p>—————</p>	<p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,761百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ1,659百万円減少します。</p>	<p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,490百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,490百万円減少しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額756百万円、株式等売却損572百万円及び金銭の信託運用損204百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 特別損失には、関連会社との業務委託契約解除に伴い発生すると見込まれる費用198百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額348百万円、株式等売却損228百万円及び債権売却損147百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p>	<p>※1. その他経常費用には、株式等売却損734百万円、債権売却損214百万円、株式関連派生商品費用123百万円及び金銭の信託運用損106百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 「その他の特別損失」は、関連会社との業務委託契約解除に伴い発生すると見込まれる費用であります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	122,866	—	—	122,866	
合計	122,866	—	—	122,866	
自己株式					
普通株式(注)	298	47	11	333	
合計	298	47	11	333	

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求及び連結子会社の持分変動によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少は、単元未満株式の買増請求及び持分法適用関連会社の除外によるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	367	3.00	平成18年3月31日	平成18年6月28日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年11月 27日取締役会	普通株式	367	利益剰余金	3.00	平成18年9月30日	平成18年12月8日

II 当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	122,866	—	—	122,866	
合計	122,866	—	—	122,866	
自己株式					
普通株式（注）	354	30	4	381	
合計	354	30	4	381	

（注）普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少は、単元未満株式の買増請求による売却によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

（決議）	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額（円）	基準日	効力発生日
平成19年5月17日 取締役会	普通株式	367	3.00	平成19年3月31日	平成19年6月27日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月 13日取締役会	普通株式	367	利益剰余金	3.00	平成19年9月30日	平成19年12月10日

Ⅲ 前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	122,866	—	—	122,866	
合計	122,866	—	—	122,866	
自己株式					
普通株式（注）	298	96	39	354	
合計	298	96	39	354	

（注）普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求及び連結子会社の持分変動によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少は、単元未満株式の買増請求、持分法適用関連会社の除外及び連結子会社による売却によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

（決議）	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額（円）	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	367	3.00	平成18年3月31日	平成18年6月28日
平成18年11月27日 取締役会	普通株式	367	3.00	平成18年9月30日	平成18年12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月 17日取締役会	普通株式	367	利益剰余金	3.00	平成19年3月31日	平成19年6月27日

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成18年9月30日現在	平成19年9月30日現在	平成19年3月31日現在
現金預け金勘定 20,439	現金預け金勘定 21,469	現金預け金勘定 25,835
当座預け金 △1	当座預け金 △52	当座預け金 △1
普通預け金 △1,055	普通預け金 △919	普通預け金 △1,540
定期預け金 △506	定期預け金 △6	定期預け金 △6
その他預け金 △1,958	その他預け金 △3,232	その他預け金 △3,152
現金及び現金同等物 16,918	現金及び現金同等物 17,259	現金及び現金同等物 21,135

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>1,346百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>189百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>1,536百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>501百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>47百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>549百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>中間連結会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>845百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>142百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>987百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td> 1年内</td><td>235百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>777百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>1,012百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>140百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>124百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>20百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>なお、リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	取得価額相当額		動産	1,346百万円	その他	189百万円	合計	1,536百万円	減価償却累計額相当額		動産	501百万円	その他	47百万円	合計	549百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	845百万円	その他	142百万円	合計	987百万円	1年内	235百万円	1年超	777百万円	合計	1,012百万円	支払リース料	140百万円	減価償却費相当額	124百万円	支払利息相当額	20百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>1,266百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>394百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>1,660百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>578百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>239百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>817百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>中間連結会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>687百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>155百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>842百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td> 1年内</td><td>275百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>604百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>879百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>161百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>143百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>19百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	取得価額相当額		動産	1,266百万円	その他	394百万円	合計	1,660百万円	減価償却累計額相当額		動産	578百万円	その他	239百万円	合計	817百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	687百万円	その他	155百万円	合計	842百万円	1年内	275百万円	1年超	604百万円	合計	879百万円	支払リース料	161百万円	減価償却費相当額	143百万円	支払利息相当額	19百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>1,339百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>394百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>1,733百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>572百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>205百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>778百万円</td></tr> </table> <table> <tr><td>年度末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>766百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>188百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>955百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr><td> 1年内</td><td>276百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>714百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>990百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>339百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>300百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>45百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 	取得価額相当額		動産	1,339百万円	その他	394百万円	合計	1,733百万円	減価償却累計額相当額		動産	572百万円	その他	205百万円	合計	778百万円	年度末残高相当額		動産	766百万円	その他	188百万円	合計	955百万円	1年内	276百万円	1年超	714百万円	合計	990百万円	支払リース料	339百万円	減価償却費相当額	300百万円	支払利息相当額	45百万円
取得価額相当額																																																																																																														
動産	1,346百万円																																																																																																													
その他	189百万円																																																																																																													
合計	1,536百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	501百万円																																																																																																													
その他	47百万円																																																																																																													
合計	549百万円																																																																																																													
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																																														
動産	845百万円																																																																																																													
その他	142百万円																																																																																																													
合計	987百万円																																																																																																													
1年内	235百万円																																																																																																													
1年超	777百万円																																																																																																													
合計	1,012百万円																																																																																																													
支払リース料	140百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	124百万円																																																																																																													
支払利息相当額	20百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
動産	1,266百万円																																																																																																													
その他	394百万円																																																																																																													
合計	1,660百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	578百万円																																																																																																													
その他	239百万円																																																																																																													
合計	817百万円																																																																																																													
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																																														
動産	687百万円																																																																																																													
その他	155百万円																																																																																																													
合計	842百万円																																																																																																													
1年内	275百万円																																																																																																													
1年超	604百万円																																																																																																													
合計	879百万円																																																																																																													
支払リース料	161百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	143百万円																																																																																																													
支払利息相当額	19百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
動産	1,339百万円																																																																																																													
その他	394百万円																																																																																																													
合計	1,733百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	572百万円																																																																																																													
その他	205百万円																																																																																																													
合計	778百万円																																																																																																													
年度末残高相当額																																																																																																														
動産	766百万円																																																																																																													
その他	188百万円																																																																																																													
合計	955百万円																																																																																																													
1年内	276百万円																																																																																																													
1年超	714百万円																																																																																																													
合計	990百万円																																																																																																													
支払リース料	339百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	300百万円																																																																																																													
支払利息相当額	45百万円																																																																																																													

[次へ](#)

(有価証券関係)

- ※1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコーポレート・ペーパー及び信託受益権を含めて記載しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）
株式	9,411	11,606	2,195
債券	79,432	78,236	△1,196
国債	59,921	59,080	△840
地方債	9,324	9,217	△107
社債	10,186	9,937	△248
その他	51,031	51,357	325
合計	139,874	141,200	1,325

- (注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2. 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式についての減損処理はありません。なお、株式の減損処理は、個々の銘柄の当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額が取得原価に比較して50%以上下落した場合は全て実施し、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成18年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
新株予約権付社債	54
事業債	6,379
非上場株式	1,466
非上場外国証券	3,600
その他（匿名組合出資金等）	3,302
買入金銭債権	476

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）
該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）
株式	13,197	13,488	291
債券	116,117	115,229	△888
国債	86,718	86,099	△619
地方債	16,473	16,375	△97
社債	12,925	12,754	△171
その他	52,073	51,421	△652
合計	181,388	180,139	△1,249

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について5百万円の減損処理を行っております。なお、株式の減損処理は、個々の銘柄の当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額が取得原価に比較して50%以上下落した場合は全て実施し、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
新株予約権付社債	29
事業債	6,777
非上場株式	1,758
非上場外国証券	3,600
その他（匿名組合出資金等）	3,546
買入金銭債権	228

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	315	7

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	10,209	12,071	1,861	2,367	505
債券	86,466	85,395	△1,070	228	1,298
国債	61,788	61,000	△787	150	938
地方債	14,807	14,706	△101	25	126
社債	9,870	9,689	△181	52	233
その他	47,807	48,569	762	1,915	1,153
合計	144,483	146,036	1,553	4,511	2,957

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」、「うち損」は、それぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式についての減損処理はありません。なお、当該株式の減損処理は、個々の銘柄の連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額が取得原価に比較して50%以上下落した場合は全て実施し、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	207,120	4,083	1,872

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
新株予約権付社債	29
事業債	6,561
非上場株式	1,627
非上場外国証券	3,600
その他（匿名組合出資金等）	3,188
買入金銭債権	455

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成19年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	6,971	43,797	34,438	6,778
国債	4,996	33,177	16,047	6,778
地方債	6	6,244	8,455	—
社債	1,968	4,375	9,935	—
その他	1,192	8,187	5,226	21,364
合計	8,164	51,985	39,665	28,143

（注）満期保有目的の債券はありません。

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成18年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成18年9月30日現在)
該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成19年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成19年9月30日現在)
該当ありません。

III 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,887	△6

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成19年3月31日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,325
その他有価証券	1,325
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	△536
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	788
(△)少数株主持分相当額	△64
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	723

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△1,249
その他有価証券	△1,249
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	504
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△745
(△)少数株主持分相当額	△50
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△795

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金（平成19年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	1,553
その他有価証券	1,553
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産（又は(△) 繰延税金負債）	△628
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	924
(△) 少数株主持分相当額	△46
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	877

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ	6,500	△29	△29
	合計	—————	△29	△29

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約	646	2	2
	合計	—————	2	2

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	6,703	△15	△15
	合計	—————	△15	△15

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引 (平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	金利スワップ	2,175	12	12
	合計	—————	12	12

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	為替予約	539	1	1
	合計	—————	1	1

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	債券先物	5,444	2	2
	合計	—————	2	2

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ	381	—	—
	合計	—————	—	—

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

債券関連取引：債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引、外国債券先物取引

株式関連取引：株価指数先物取引、株価指数オプション取引

金利関連取引：円短期金利先物取引、金利スワップ取引、金利キャップ取引、金利フロアー取引

通貨関連取引：為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引

(2) 取組方針及び利用目的

当行のデリバティブ取引は、貸出金、有価証券等に係る市場リスクのヘッジ、実質的な資金調達コストの削減及び運用利回りの向上を図ることを主目的としており、短期的な売買差益の獲得を目的とする取引は、当行の経営体力の範囲内で取引枠や損失限度額を定めて取り組むことを基本方針としております。

なお、「取引枠」及び「損失限度額」は、行内ルールにより具体的に定められております。

(3) リスクの内容

デリバティブ取引が内包する代表的なリスクは、信用リスクと市場リスクであります。信用リスクとは、取引相手の倒産等により契約不履行となることで被る可能性のある損失額、市場リスクとは、金利・為替等の市場の変動により被る可能性のある損失額です。

当行が利用しているデリバティブ取引に関しては、将来の金利・株価に係るリスクが想定されますが、大部分の取引についてはヘッジ目的で行っており、当該取引の評価損益はヘッジ対象のオン・バランス取引の評価損益と相殺されます。また、トレーディング等による収益獲得を目的とした取引は厳格にポジション限度額及びリスクの管理を行っております。

当行では、時価の変動が大きく、経営に重大な影響を及ぼすような取引は行っておりません。

(4) リスク管理体制

当行には、デリバティブ取引に関して、取引の目的・内容・保有リスク及び損失限度額・リスク額等について定めた行内ルールがあり、これに基づいて厳格に取引及びリスク管理を行っております。

市場部門においては、フロントオフィス（資金証券部資金運用グループ）からミドルオフィス（同市場リスク管理グループ）とバックオフィス（財務部市場業務管理グループ、国際業務管理グループ）を分離し、内部牽制機能の充実・強化を図っております。

また、ミドルオフィスから日次で頭取及び担当役員にポジション、リスク量等を報告するとともに、ALM委員会にて報告・討議するなど、経営層が市場リスク管理に積極的に関与する体制を整備しております。

当行では、投資商品が多様化かつ複雑化する環境の下、市場関連リスク及び流動性リスク等の各種リスクを適切にコントロールし、将来にわたる安定的な収益確保を目的としたALM管理を行っております。

(5) 定量的情報「取引の時価等に関する事項」についての補足説明

「取引の時価等に関する事項」における契約額等は、デリバティブ取引における名目上の契約額又は計算上の想定元本であり、それ自体がデリバティブ取引のリスク量を示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	3,225	3,125	△1	△1
	合計	—————	—————	△1	△1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	359	182	△25	△25
	買建	343	181	27	27
	合計	—————	—————	1	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの（百万円）	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	—	—	—	—
	買建	456	456	—	—
	合計	—	—	—	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3. クレジット・デフォルト・スワップ「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
該当ありません。

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当ありません。

3. 当中間連結会計期間より前に付与したストック・オプションの内容

	平成10年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 15名 (元取締役13名を含む) 従業員 43名 (現取締役3名、退職者含む) 理事嘱託 4名 (すでに退職しております)
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 348,000株
付与日	平成10年9月30日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定めはございません
権利行使期間	自 平成12年7月1日 至 平成20年3月31日
権利行使価格 (円)	500

	平成12年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名 (元取締役6名を含む) 執行役員 11名 (現取締役2名、退職者含む) 従業員及び嘱託 850名 (現取締役6名、退職者含む)
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 2,612,000株
付与日	平成12年10月1日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定めはございません
権利行使期間	自 平成14年7月1日 至 平成22年3月31日
権利行使価格 (円)	500

(注) 「付与対象者の区分及び人数」「株式の種類別のストック・オプションの付与数」については、当初の付与対象者及び付与株式数から権利喪失分を控除した平成18年9月30日現在の付与対象者数及び株式数を記載しております。なお、当中間連結会計期間における付与対象者数及び株式数の変動はございません。

II 当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. ストック・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
該当ありません。

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当ありません。

III 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当ありません。

2. 当連結会計年度に付与したストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
該当ありません。

3. 当連結会計年度より前に付与したストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成10年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当行取締役 15名 参事以上の従業員及び理事嘱託 48名	当行取締役 9名 当行執行役員 11名 当行従業員及び嘱託 877名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 360,000株	普通株式 2,691,000株
付与日	平成10年9月30日	平成12年10月1日
権利確定条件	該当ありません	該当ありません
対象勤務期間	該当ありません	該当ありません
権利行使期間	自 平成12年7月1日 至 平成20年3月31日	自 平成14年7月1日 至 平成22年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	平成10年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	348,000	2,612,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	17,000
未確定残	348,000	2,595,000

② 単価情報

	平成10年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	500	500
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は銀行業務以外に一部でクレジット・カード業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は、前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度とも記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

連結会社はすべて国内で事業を営んでおりますので、前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度とも所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度とも国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	374.73	376.02	382.08
1株当たり中間(当期)純利益	円	10.64	10.58	19.73
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	—	—	—

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	1,304	1,297	2,418
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	1,304	1,297	2,418
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	122,553	122,497	122,533
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権2種類(目的となる株式の数3,051,000株) なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況」中、「1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 平成18年9月30日	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日	前連結会計年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額	百万円	46,480	46,791	47,544
純資産の部の合計額 から控除する金額	百万円	563	733	735
(うち少数株主持 分)	百万円	(563)	(733)	(735)
普通株式に係る中間 期末(期末)の純資 産額	百万円	45,916	46,057	46,809
1株当たり純資産額 の算定に用いられた 中間期末(期末)の 普通株式の数	千株	122,532	122,484	122,511

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

平成19年11月13日開催の取締役会において、自己株式の取得に関し次のとおり決議しました。

取得する株式の種類 普通株式
取得する株式の総数 1,000,000株(上限とする)
株式の取得価額の総額 400百万円(上限とする)
取得する期間 平成19年11月19日から平成20年3月19日
取得方法 東京証券取引所における市場買付
取得する理由 資本効率の向上を通じて株主への利益還元を図ること
経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当事項なし

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照 表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		20,438	2.47	21,468	2.45	25,834	2.97
コールローン		38,700	4.68	9,000	1.03	37,000	4.25
買入金銭債権		1,830	0.22	1,316	0.15	1,840	0.21
商品有価証券		292	0.04	480	0.05	315	0.04
金銭の信託		4,294	0.52	4,518	0.52	3,887	0.45
有価証券	※1, 8,14	155,149	18.78	194,910	22.26	160,175	18.41
貸出金	※2, 3,4, 5,6, 7,9	580,796	70.31	616,282	70.39	617,457	70.96
外国為替	※7	807	0.10	972	0.11	879	0.10
その他資産	※8	3,243	0.39	5,919	0.67	3,227	0.37
有形固定資産	※10 13	12,087	1.46	12,579	1.44	12,200	1.40
無形固定資産		1,227	0.15	1,222	0.14	1,231	0.14
繰延税金資産		2,319	0.28	3,386	0.39	2,403	0.27
支払承諾見返	※14	9,960	1.21	8,418	0.96	8,978	1.03
貸倒引当金		△5,042	△0.61	△4,924	△0.56	△5,261	△0.60
資産の部合計		826,108	100.00	875,550	100.00	870,172	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照 表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金		741,120	89.71	760,000	86.80	768,419	88.31
譲渡性預金		16,165	1.96	30,172	3.45	29,615	3.41
コールマネー		778	0.09	15,061	1.72	779	0.09
借入金	※11	1,810	0.22	3	0.00	6	0.00
外国為替		1	0.00	0	0.00	1	0.00
社債	※12	4,500	0.54	9,500	1.08	9,500	1.09
その他負債		3,202	0.39	3,823	0.44	3,502	0.40
退職給付引当金		1,841	0.22	1,716	0.20	1,765	0.20
再評価に係る繰延税金負債	※13	811	0.10	811	0.09	811	0.09
支払承諾	※14	9,960	1.21	8,418	0.96	8,978	1.03
負債の部合計		780,191	94.44	829,508	94.74	823,380	94.62
(純資産の部)							
資本金		14,200	1.72	14,200	1.62	14,200	1.63
資本剰余金		12,056	1.46	12,056	1.38	12,056	1.39
資本準備金		12,056		12,056		12,056	
利益剰余金		17,999	2.18	19,669	2.25	18,738	2.15
利益準備金		2,447		2,447		2,447	
その他利益剰余金		15,552		17,222		16,290	
別途積立金		13,710		15,210		13,710	
繰越利益剰余金		1,842		2,012		2,580	
自己株式		△124	△0.02	△151	△0.02	△142	△0.01
株主資本合計		44,130	5.34	45,774	5.23	44,851	5.16
その他有価証券評価差額金		718	0.09	△799	△0.09	873	0.10
繰延ヘッジ損益		△3	△0.00	△3	△0.00	△4	△0.00
土地再評価差額金	※13	1,070	0.13	1,070	0.12	1,070	0.12
評価・換算差額等合計		1,785	0.22	267	0.03	1,939	0.22
純資産の部合計		45,916	5.56	46,042	5.26	46,791	5.38
負債及び純資産の部合計		826,108	100.00	875,550	100.00	870,172	100.00

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		13,347	100.00	12,109	100.00	25,062	100.00
資金運用収益		7,677		8,308		15,739	
(うち貸出金利息)		(6,300)		(7,169)		(12,981)	
(うち有価証券利息配当金)		(1,340)		(1,074)		(2,671)	
役員取引等収益		2,436		2,752		5,162	
その他業務収益		350		192		570	
その他経常収益		2,882		856		3,589	
経常費用		10,999	82.41	9,948	82.15	20,758	82.83
資金調達費用		416		1,341		1,293	
(うち預金利息)		(335)		(1,139)		(1,075)	
役員取引等費用		780		1,059		1,738	
その他業務費用		1,337		195		1,581	
営業経費	※1	6,879		6,791		13,646	
その他経常費用	※2	1,584		560		2,499	
経常利益		2,348	17.59	2,161	17.85	4,303	17.17
特別利益		—	—	1	0.01	1	0.01
特別損失	※3	202	1.52	32	0.27	317	1.27
税引前中間(当期)純利益		2,145	16.07	2,130	17.59	3,987	15.91
法人税、住民税及び事業税		867	6.50	678	5.60	1,792	7.15
法人税等調整額		△17	△0.13	152	1.26	△206	△0.82
中間(当期)純利益		1,294	9.70	1,299	10.73	2,401	9.58

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
					退職慰労積立金	退職給与金積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高（百万円）	14,200	12,056	12,056	2,447	170	200	11,710	2,568	17,096	△107	43,245
中間会計期間中の変動額											
剰余金の配当（注）	—	—	—	—	—	—	—	△367	△367	—	△367
役員賞与（注）	—	—	—	—	—	—	—	△24	△24	—	△24
退職慰労積立金の取崩	—	—	—	—	△170	—	—	170	—	—	—
退職給与金積立金の取崩	—	—	—	—	—	△200	—	200	—	—	—
別途積立金の積立（注）	—	—	—	—	—	—	2,000	△2,000	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	—	—	—	1,294	1,294	—	1,294
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△18	△18
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	△0	△0	1	1
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	—	—	—	—	△170	△200	2,000	△726	903	△17	885
平成18年9月30日 残高（百万円）	14,200	12,056	12,056	2,447	—	—	13,710	1,842	17,999	△124	44,130

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 残高（百万円）	3,070	—	1,070	4,141	47,386
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）	—	—	—	—	△367
役員賞与（注）	—	—	—	—	△24
退職慰労積立金の取崩	—	—	—	—	—
退職給与金積立金の取崩	—	—	—	—	—
別途積立金の積立（注）	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	1,294
自己株式の取得	—	—	—	—	△18
自己株式の処分	—	—	—	—	1
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△2,352	△3	—	△2,355	△2,355
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	△2,352	△3	—	△2,355	△1,470
平成18年9月30日 残高（百万円）	718	△3	1,070	1,785	45,916

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金				
平成19年3月31日 残高（百万円）	14,200	12,056	12,056	2,447	13,710	2,580	18,738	△142	44,851	
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△367	△367	—	△367	
別途積立金の積立	—	—	—	—	1,500	△1,500	—	—	—	
中間純利益	—	—	—	—	—	1,299	1,299	—	1,299	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△10	△10	
自己株式の処分	—	—	—	—	—	△0	△0	1	1	
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	—	—	—	—	1,500	△568	931	△8	922	
平成19年9月30日 残高（百万円）	14,200	12,056	12,056	2,447	15,210	2,012	19,669	△151	45,774	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日 残高（百万円）	873	△4	1,070	1,939	46,791
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△367
別途積立金の積立	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	1,299
自己株式の取得	—	—	—	—	△10
自己株式の処分	—	—	—	—	1
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額（純額）	△1,673	1	—	△1,672	△1,672
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	△1,673	1	—	△1,672	△749
平成19年9月30日 残高（百万円）	△799	△3	1,070	267	46,042

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余金合計
					退職慰労積立金	退職給与金積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高（百万円）	14,200	12,056	12,056	2,447	170	200	11,710	2,568	17,096	△107	43,245
事業年度中の変動額											
剰余金の配当（注）	—	—	—	—	—	—	—	△367	△367	—	△367
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△367	△367	—	△367
役員賞与（注）	—	—	—	—	—	—	—	△24	△24	—	△24
退職慰労積立金の取崩	—	—	—	—	△170	—	—	170	—	—	—
退職給与金積立金の取崩	—	—	—	—	—	△200	—	200	—	—	—
別途積立金の積立（注）	—	—	—	—	—	—	2,000	△2,000	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	2,401	2,401	—	2,401
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△36	△36
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	△0	△0	1	1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計（百万円）	—	—	—	—	△170	△200	2,000	11	1,641	△35	1,606
平成19年3月31日 残高（百万円）	14,200	12,056	12,056	2,447	—	—	13,710	2,580	18,738	△142	44,851

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 残高（百万円）	3,070	—	1,070	4,141	47,386
事業年度中の変動額					
剰余金の配当（注）	—	—	—	—	△367
剰余金の配当	—	—	—	—	△367
役員賞与（注）	—	—	—	—	△24
退職慰労積立金の取崩	—	—	—	—	—
退職給与金積立金の取崩	—	—	—	—	—
別途積立金の積立（注）	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	2,401
自己株式の取得	—	—	—	—	△36
自己株式の処分	—	—	—	—	1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△2,196	△4	—	△2,201	△2,201
事業年度中の変動額合計（百万円）	△2,196	△4	—	△2,201	△594
平成19年3月31日 残高（百万円）	873	△4	1,070	1,939	46,791

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし株式については中間期末日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(1) 同 左 (2) 同 左	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし株式については期末日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：7年～50年 動産：5年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：7年～50年 動産：5年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更に伴う損益の影響額は軽微であります。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：7年～50年 動産：5年～20年

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5. 引当金の計上基準	<p>(3) 役員賞与引当金</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上することとしております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとしております。ただし、役員賞与の金額が事業年度の業績等に基づき算定されることとなっているため中間会計期間において合理的に見積ることが困難であることから、その支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上していません。</p> <p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(2,710百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(3) 役員賞与引当金</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計年度に帰属する額を計上することとしておりますが、役員賞与の金額が事業年度の業績等に基づき算定されることとなっているため、中間会計期間において合理的に見積ることが困難であることから、その支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上していません。</p> <p>(4) 退職給付引当金 同 左</p>	<p>(3) 役員賞与引当金</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上することとしておりますが、当事業年度は確定債務のため、役員賞与引当金の計上はしていません。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を未払費用として計上してしております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は13百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少してしております。</p> <p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上してしております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(2,710百万円)については、15年による按分額を費用処理してしております。</p>
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同 左	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は45,920百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間末における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は46,796百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度末から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式(及び出資額)総額 74百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,141百万円、延滞債権額は10,625百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は17百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,523百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,308百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式(及び出資額)総額 24百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,722百万円、延滞債権額は12,148百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は98百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,622百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,592百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式(及び出資額)総額 74百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,742百万円、延滞債権額は11,830百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,700百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、21,273百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、900百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,513百万円であります。</p> <p>※8. 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券50,037百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は385百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、105,602百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が87,289百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 8,532百万円</p> <p>※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,800百万円が含まれております。</p> <p>※12. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,703百万円であります。</p> <p>※8. 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券70,252百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は411百万円あります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、111,806百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が109,361百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 8,775百万円</p> <p>※12. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,790百万円であります。</p> <p>※8. 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券44,694百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は398百万円あります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、104,860百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が103,715百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 8,577百万円</p> <p>※12. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※13. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年9月30日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。</p> <p>—————</p> <p>15. 取締役及び監査役との間の取引による 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 18百万円</p>	<p>※13. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年9月30日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。</p> <p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,761百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ1,659百万円減少します。</p> <p>15. 取締役及び監査役との間の取引による 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 16百万円</p>	<p>※13. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年9月30日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,261百万円</p> <p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募による社債に対する当行の保証債務の額は1,490百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,490百万円減少しております。</p> <p>15. 取締役及び監査役との間の取引による 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 17百万円</p>

(中間損益計算書関係)

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>								
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="159 313 510 380"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>267百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>110百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額642百万円、株式等売却損572百万円及び金銭の信託運用損204百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別損失には、関連会社との業務委託契約解除に伴い発生すると見込まれる費用198百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	267百万円	その他	110百万円	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="590 313 941 380"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>262百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>162百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常費用には、株式等売却損228百万円、貸倒引当金繰入額157百万円及び債権売却損147百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p>	建物・動産	262百万円	その他	162百万円	<p>—————</p> <p>※2. その他の経常費用には、株式関連派生商品費用123百万円及び債権売却損53百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 「その他の特別損失」は、関連会社との業務委託契約解除に伴い発生すると見込まれる費用であります。</p>
建物・動産	267百万円									
その他	110百万円									
建物・動産	262百万円									
その他	162百万円									

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式(注)	264	45	2	307	
合計	264	45	2	307	

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買増請求によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

II 当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式(注)	354	30	4	381	
合計	354	30	4	381	

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買増請求によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

III 前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式(注)	264	94	4	354	
合計	264	94	4	354	

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買増請求によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>1,320百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>159百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>1,480百万円</td></tr> </table> <table border="0"> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>486百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>29百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>515百万円</td></tr> </table> <table border="0"> <tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>834百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>129百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>964百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td> 1年内</td><td>224百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>763百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>988百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td> 支払リース料</td><td>134百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費相当額</td><td>118百万円</td></tr> <tr><td> 支払利息相当額</td><td>20百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>なお、リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	取得価額相当額		動産	1,320百万円	その他	159百万円	合計	1,480百万円	減価償却累計額相当額		動産	486百万円	その他	29百万円	合計	515百万円	中間会計期間末残高相当額		動産	834百万円	その他	129百万円	合計	964百万円	1年内	224百万円	1年超	763百万円	合計	988百万円	支払リース料	134百万円	減価償却費相当額	118百万円	支払利息相当額	20百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>1,246百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>363百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>1,610百万円</td></tr> </table> <table border="0"> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>564百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>215百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>780百万円</td></tr> </table> <table border="0"> <tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>681百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>148百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>829百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td> 1年内</td><td>267百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>598百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>866百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td> 支払リース料</td><td>156百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費相当額</td><td>138百万円</td></tr> <tr><td> 支払利息相当額</td><td>19百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	1,246百万円	その他	363百万円	合計	1,610百万円	減価償却累計額相当額		動産	564百万円	その他	215百万円	合計	780百万円	中間会計期間末残高相当額		動産	681百万円	その他	148百万円	合計	829百万円	1年内	267百万円	1年超	598百万円	合計	866百万円	支払リース料	156百万円	減価償却費相当額	138百万円	支払利息相当額	19百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>1,319百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>363百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>1,683百万円</td></tr> </table> <table border="0"> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>561百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>184百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>746百万円</td></tr> </table> <table border="0"> <tr><td>期末残高相当額</td><td></td></tr> <tr><td> 動産</td><td>758百万円</td></tr> <tr><td> その他</td><td>178百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>936百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td> 1年内</td><td>266百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>705百万円</td></tr> <tr><td> 合計</td><td>971百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td> 支払リース料</td><td>328百万円</td></tr> <tr><td> 減価償却費相当額</td><td>290百万円</td></tr> <tr><td> 支払利息相当額</td><td>44百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	1,319百万円	その他	363百万円	合計	1,683百万円	減価償却累計額相当額		動産	561百万円	その他	184百万円	合計	746百万円	期末残高相当額		動産	758百万円	その他	178百万円	合計	936百万円	1年内	266百万円	1年超	705百万円	合計	971百万円	支払リース料	328百万円	減価償却費相当額	290百万円	支払利息相当額	44百万円
取得価額相当額																																																																																																														
動産	1,320百万円																																																																																																													
その他	159百万円																																																																																																													
合計	1,480百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	486百万円																																																																																																													
その他	29百万円																																																																																																													
合計	515百万円																																																																																																													
中間会計期間末残高相当額																																																																																																														
動産	834百万円																																																																																																													
その他	129百万円																																																																																																													
合計	964百万円																																																																																																													
1年内	224百万円																																																																																																													
1年超	763百万円																																																																																																													
合計	988百万円																																																																																																													
支払リース料	134百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	118百万円																																																																																																													
支払利息相当額	20百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
動産	1,246百万円																																																																																																													
その他	363百万円																																																																																																													
合計	1,610百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	564百万円																																																																																																													
その他	215百万円																																																																																																													
合計	780百万円																																																																																																													
中間会計期間末残高相当額																																																																																																														
動産	681百万円																																																																																																													
その他	148百万円																																																																																																													
合計	829百万円																																																																																																													
1年内	267百万円																																																																																																													
1年超	598百万円																																																																																																													
合計	866百万円																																																																																																													
支払リース料	156百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	138百万円																																																																																																													
支払利息相当額	19百万円																																																																																																													
取得価額相当額																																																																																																														
動産	1,319百万円																																																																																																													
その他	363百万円																																																																																																													
合計	1,683百万円																																																																																																													
減価償却累計額相当額																																																																																																														
動産	561百万円																																																																																																													
その他	184百万円																																																																																																													
合計	746百万円																																																																																																													
期末残高相当額																																																																																																														
動産	758百万円																																																																																																													
その他	178百万円																																																																																																													
合計	936百万円																																																																																																													
1年内	266百万円																																																																																																													
1年超	705百万円																																																																																																													
合計	971百万円																																																																																																													
支払リース料	328百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	290百万円																																																																																																													
支払利息相当額	44百万円																																																																																																													

(有価証券関係)

○ 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度とも該当ありません。

(1株当たり情報)

		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	374.64	375.90	381.93
1株当たり中間(当期)純利益	円	10.56	10.60	19.59
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期) 純利益	円	—	—	—

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	1,294	1,299	2,401
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	1,294	1,299	2,401
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	122,579	122,497	122,558
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権2種類(目的となる株式の数3,051,000株) なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況」中、「1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同 左	同 左

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	45,916	46,042	46,791
純資産の部の合計額 から控除する金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間 期末(期末)の純資 産額	百万円	45,916	46,042	46,791
1株当たりの純資産 額の算定に用いら れた中間期末(期末) の普通株式の数	千株	122,558	122,484	122,511

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

該当ありません。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

平成19年11月13日開催の取締役会において、自己株式の取得に関し次のとおり決議しました。

取得する株式の種類	普通株式
取得する株式の総数	1,000,000株（上限とする）
株式の取得価額の総額	400百万円（上限とする）
取得する期間	平成19年11月19日から平成20年3月19日
取得方法	東京証券取引所における市場買付
取得する理由	資本効率の向上を通じて株主への利益還元を図ること 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当ありません。

(2) 【その他】

中間配当

平成19年11月13日開催の取締役会において、第106期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	367百万円
1株当たりの中間配当金	3円00銭

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第105期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日） 平成19年6月26日関東財務局長に提出
- (2) 訂正発行登録書
平成19年2月5日に提出した発行登録書に係る訂正発行登録書 平成19年7月2日関東財務局長に提出
- (3) 有価証券報告書の訂正報告書
平成19年6月26日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書 平成19年10月26日
平成19年12月17日関東財務局長に提出
- (4) 自己株券買付状況報告書 平成19年12月14日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

株式会社 荘内銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝次 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 和信 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社荘内銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社荘内銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月18日

株式会社 荘内銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝次 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 和信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社荘内銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社荘内銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

株式会社 荘内銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝次 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 和信 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社荘内銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第105期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社荘内銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月18日

株式会社 荘内銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 啓之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝次 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 和信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社荘内銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第106期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社荘内銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。